

市民・産業委員会委員長報告

市民・産業委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、甲第2号議案令和3年度岡山市一般会計予算について、ほか14件の議案であります。

これらの審査に当たりましては、当局の説明を聴取し、慎重に審査いたしました結果、甲第2号議案令和3年度岡山市一般会計予算について、については、一部の委員から反対があり、賛成多数で、その他の議案については、いずれも全会一致で原案のとおり可決並びに同意すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程において特に議論となりました点について順次ご報告いたします。

まず、甲第2号議案令和3年度岡山市一般会計予算、第2款総務費のうち「おかやま国際音楽祭」について議論となりました。

委員から、おかやま国際音楽祭は令和5年度から新しい運営体制で行っていく。スクラップアンドビルドの話もあったが、次年度から具体的にどういう検討をしていくのか、との質問があり、当局から、まだはっきりしたことは言えないが、同時期に開催される岡山市芸術祭なども含め、市民や音楽祭に携わっている方、議会などの意見も踏まえながら、令和5年秋に向けて組み立てていきたいと考えている、との答弁がありました。

これを受け、委員から、現在、実行委員会形式で行っているが、実行委員会ベースですべてを決めていくこと自体に無理がある。令

和3年度は令和4年度をにらんだスケジュールやイメージを出してもらいたい、などの意見がありました。

次に、第2款総務費のうち「岡山芸術創造劇場整備事業」に関連して、岡山市民会館について議論となりました。

これは、本委員会において議論してきた経緯がある中、令和3年2月定例会市議会において、岡山市民会館の取り壊しの方針が表明されたものです。

委員から、耐震性に課題があり、また、合併推進債を活用する以上、取り壊すのは行政側の考え方だとは思いますが、それを受けての市民的な議論が一切なかった。パブリックコメントなど、市民の思いを聞くべきではないか、との指摘があり、当局から、岡山芸術創造劇場が完成すれば、市民会館は取り壊すというのが事業の前提と考えている。市民の声を聞くことについては、関係部局としっかり話していきたい、との答弁がありました。

さらに委員から、同年代に建設された熊本市の市民会館は活用されており、岡山市の歴史文化の認識は、余りにも近現代史に対しての意識が低いと思う。引き続き議論していく必要があるのではないかと、この意見がありました。

次に、第6款農林水産業費のうち、「農作物被害対策事業費」について議論となりました。

委員から、補助金の対象となる有害鳥獣捕獲柵の設置場所は、耕作をしている農地に限っているが、農地に隣接している山林の中に設置する方が効果的・効率的な場合があるので、柔軟に考えてもらえないか、との質問があり、当局から、来年度定める8ヶ所のモデル

地区実証事業で、そのような課題を含め検証していきたい、との答弁がありました。

次に、第7款商工費のうち「おかやま桃太郎祭り開催事業負担金」などに関連して、コロナ禍におけるイベントの開催について議論となりました。

委員から、岡山さくらカーニバルが中止になった。中心市街地でイベントが中止になれば周辺地域でも影響が大きく、区づくり推進事業もほとんど開催できていない。コロナ禍での対策として、保健所や専門家の意見を聞きながら、イベント開催の指針みたいなものを作ってもらいたい。中止と開催の判断はどのようにしているのか、との質問があり、当局から、国としての大きな指針やガイドラインはあるが、個々のイベントについては新型コロナウイルス感染症対策本部会議を通じて意思統一を図ることを中心に行ってきた。地域の経済や活性化などいろいろな影響がある一方で、ここで緩めて感染が拡大すると、さらに経済の悪化につながってしまう懸念もある。引き続き慎重な議論が必要であり、専門家の意見も含めて判断しながら、個々に対応していかなければならないと考えている、との答弁がありました。

次に、甲第88号議案 指定管理者の指定についてであります。

これは、岡山市サウスヴィレッジの令和3年4月1日から3年間の指定管理者を定めるものです。

委員から、これまでさまざまな議論もあったが、今回、指定管理者が決まり、安心している。JA岡山、岡山南商工会、岡山市の3者で協同し、足並みを揃えて、しっかり意見を出し合って運営をし

てほしい、との意見があり、当局から、このサウスヴィレッジは、南区において大きな拠点施設であり、地域にも密着している。引き続き、3者で運営をしていくことが必要であり、安全で正常に運営ができるよう、市としても後押しをしていきたいと思っている。との答弁がありました。

次に、甲第91号議案令和2年度岡山市一般会計補正予算（第7号）であります。

ここでは、繰越明許費補正について議論となりました。

委員から、市が行う工事はどうしても年度末に集中してしまう。業者からも、4月から6月にかけて仕事が少ないという声が上がっている。繰越明許が増えても、柔軟に対応し、工期を平準化することも必要ではないか、との質問があり、当局から、これまでも、繰越明許や債務負担行為を活かし、業者と議論して、無理のないように実施してきているが、改めて適正な工期を認識して進めていくことが大切だと考えている。しっかり身を引き締めて対応したい、との答弁がありました。

以上、ご報告いたしました。このほかにも審査の過程で、さまざまな意見や要望が出されました。当局におかれましては、こうした意見や要望に十分留意され、事務事業の執行に当たられますよう申し添えて、市民・産業委員会の報告を終わります。